

「企業行動と投資促進政策に関する研究会」の設置について

令和 5 年 8 月
経済産業省
企業行動課

1. 設置趣旨

- 近年、欧米を中心とする先進各国では、GX や DX 等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への企業の立地・投資を誘致する動きが強まっている。例えば、米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10 年間にわたる生産活動に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、実際に国内外の企業の事業検討に影響を及ぼしつつある。こうした動きも踏まえ、フランス、ドイツ、カナダ、韓国等においても、予算・税制をはじめとした投資促進政策の新設・拡充が検討または措置されている。
- このような状況下で、我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行う必要があり、諸外国の投資促進政策から学ぶべき要素を踏まえつつ、企業の投資行動に影響を与えることのできる支援策を検討する必要がある。
- 以上の観点から、米国をはじめとした諸外国の投資促進政策やその効果を分析するとともに、企業行動に影響を与えることのできる支援策について検討を行うことを目的として、「企業行動と投資促進政策に関する研究会」を設置する。

2. 運営

- 研究会の構成員は、資料 3 のとおりとする。座長は、必要があると認めるときは、構成員の追加または関係者の出席を求めることができるものとする。
- 委員の闊達な議論のため、議事は非公開とする。
- 配付資料については、原則として公開するが、資料の内容を踏まえ、事務局が座長と相談して対応を決定する。

【その他】

- 研究会の庶務は、経済産業省経済産業政策局企業行動課において処理する。